

第15回田原市市民協働まちづくり会議

日 時：平成25年3月19日（火）

午後7時から

場 所：田原市役所北庁舎300会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 各委員の取組について【資料1】

(2) 各種市民活動支援制度について【資料2】

ア 市民協働まちづくり事業補助金【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】

イ 市民活動向上事業補助金【資料4-1】【資料4-2】

ウ 新規団体・人材養成活動補助金【資料5-1】【資料5-2】

(3) 市民提案型委託制度（テーマ提示型）について【資料6】

(4) 平成25年度NPO支援事業【資料7】

(5) 田原市の市民協働まちづくり方針<改訂版>最終案について

【資料8-1】【資料8-2】

3 その他

○平成24年度補助金事業報告会

日時：平成25年3月30日（土）午前10時から

場所：田原文化会館201会議室

○第16回会議：平成25年5月頃（予定）

・平成25年度の市民協働推進事業について 他

<<配布資料>>

【名 簿】第15回田原市市民協働まちづくり会議委員名簿 ※当日配布

【資料1】各委員の取組状況 ※当日配付

【資料2】平成25年度市民活動支援情報ちらし

【資料3-1】市民協働まちづくり事業補助金の実績

【資料3-2】市民協働まちづくり事業補助金の展開

【資料3-3】平成25年度市民協働まちづくり事業補助金の手引き

【資料4-1】市民活動向上事業補助金の実績と展開

【資料4-2】平成25年度市民活動向上事業補助金の手引き

【資料5-1】新規団体・人材養成活動補助金の実績と展開

【資料5-2】平成25年度新規団体・人材養成活動補助金の手引き

【資料6】市民提案型委託制度（テーマ提示型）の実績と展開

【資料7】平成25年度のNPO活動支援事業

【資料8-1】田原市の市民協働まちづくり方針<改訂版>改訂点一覧

【資料8-2】田原市の市民協働まちづくり方針<改訂版>（案）

各委員による取組状況報告

平成25年3月19日(火) 第15回協働会議

委員連絡票 1

名前	田原市地域コミュニティ連合会 山田 憲一	連絡票No.	1
<p>指針その5 地域コミュニティ活動の振興 (2)③-a 地域課題の対処</p> <p><u>避難所シミュレーション研修</u></p> <p>○2月7日(木)に、校区会長、自治会長、防災リーダー等を対象とした避難所シミュレーション研修を実施しました。</p> <p>○これは、11月に行ったコミュニティ連合会の視察研修(沼津市・熱海市)で学んだ自主防災の先進事例から、静岡県で行われている「HUG(避難所運営ゲーム)」を導入して、実際の避難所開設を図上で考えていくものです。</p> <p>○実効性のある研修として、今後も開催していく予定です。</p> <p><u>地域コミュニティ活性化研究会</u></p> <p>○本年度7回の会議を行い(最終は3月25日)、全テーマの調査研究がまとまります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一テーマ 住民参加の推進 …「自治会加入促進」「住民情報把握」「活動参加拡大」 ・第二テーマ 地域活動活性化 …「地域団体活性化」「女性参加の拡大」 ・第三テーマ 地域コミュニティと神社の関係整理・活用 …「神社活動負担軽減」「祭礼による地域活性化」 			

○研究結果は、各校区や自治会へ配布し、地域課題の解決の参考としていただくほか、新年度において参考事例集を作成するなど、より実践的な資料として活用していく予定です。

○また、市へも報告し、地域コミュニティ活動への支援・協力を求めています。

○まとまった資料は、この協働会議でも報告し、可能な範囲で、地域コミュニティとNPO等市民活動団体との連携が進むよう、地域課題の共通理解を図りたいと考えています。

校区まちづくり推進計画

平成23～24年度に改訂された各校区の計画書を製本するとともに、市HPの地域コミュニティのページへ掲載を依頼しました。まだ数校区の掲載が未了ですが、今月中には全校区の計画書が閲覧可能になります。委員の皆さんにもご覧いただき、お住まいの地域への協力や自主的な市民活動との関連について、ご確認いただければと思います。

委員連絡票 2

名 前	公募委員 伊藤 富士彌	連絡票No.	2
<p>田原市は愛知県庁から一番遠い辺境です。「フロンティア・コレクション論」によれば、物、資金、人、情報を収集することで、市民が誇れる街が実現します。</p> <p>田原市の市民協働まちづくり方針に基づいて、市民が協働すれば、満足度・幸福度日本一の市として、全国に発信できるのではないかと思います。</p>			

委員連絡票 3

名 前	田原市文化協会 本多 智映子	連絡票No.	3
<p>個々の団体では、それぞれ活発な活動をしているにもかかわらず、あまり活動は広がっていないような気がします。他団体にも声をかければ、同調する団体もあるはずなので、イベント等をやるという周知だけではなく、もっと積極的に呼びかけてみてはいかがでしょうか。個々の団体には素晴らしい活動があるので、広げていかなければもったいないと思います。</p> <p>【文化協会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none">○やまとうた・和歌劇(和歌と映像)の公演 4月7日(日)文化協会総会后 (歌枕直美さん(大阪府在住)のコンサート) どなたでも参加可○春の市民茶会 4月29日(月・祝) どなたでも参加可○春の文協まつり 田原会場 5月24日(金)～26日(日) 会員のみ 渥美会場 5月25日(土)～26日(日) 会員のみ○秋の文協まつり 11月1日(金)～3日(日) どなたでも参加可			

みなさんの市民活動を応援しています！

田原市では、市民参画・協働のまちづくりを促進するため、市民の皆さんが実施する公益的な活動に対する各種補助度を設けています。制度の概要は以下のとおりです。それぞれの募集時期が近づきましたら、広報たはらや市HPなどでお知らせいたしますので、ぜひ、あなたの活動に制度をお役立てください。



みんなで社会に役立つ活動がしたい！

そんな団体の皆さんには、

市民協働まちづくり事業補助金

例えばこんな活動に使えます

- 障がい者とその家族が交流できる事業
- 海岸清掃を通して環境を学ぶ活動
- 山林を整備し、まちづくりを行う活動 など

【募集期間】

事業費 10 万円以上の事業：4/1～4/22

事業費 10 万円未満の事業：4/1～H26 年 1 月末まで随時

■活動資金にご活用ください

団体同士が仲良くなれる交流イベントをやりたい！

そんな団体の皆さんには、

市民活動向上事業補助金

例えばこんな事業が提案できます

- NPOの活動ノウハウを学べる講演会の開催
- NPO団体が集い、活動発表や情報交換などを行う交流イベントの企画・開催 など

【募集期間】4月中旬～5月中旬（予定）



新しくできた団体の皆さんには、

新規団体活動補助金

設立2年未満の新しい団体に対して、活動事業費の一部を支援する補助金です。

【募集期間】4/1～H26年1月末まで随時



市民活動を始めてみたけど、活動資金の調達はなかなか難しい…

あなたのやる気を応援！

人材養成活動補助金

団体の活動にまつわる講座を受講するための、交通費や受講料などを補助します。

【募集期間】4/1～H26年1月末まで随時



団体の活動を活発にするために、スキルアップしたい！

◇補助率や募集スケジュールは裏面をご覧ください。

■あなたのアイデアをお寄せください

自由なアイデアで、市の事業を担ってみたい方に

市民提案型委託制度【テーマ提示型】

【H25 年度募集テーマ】

- ①市民活動団体の交流イベント「しみのひろば」の企画から開催までをお任せします。
- ②男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座や情報誌の企画・実施をお任せします。

【募集期間】H25 年 6 月中旬～7 月中旬

市の取組にはこんな事業があればいいの！！そんなあなたのアイデアを

市民提案型委託制度【自由テーマ型】

○イベントなどの情報をいち早く市民に伝えるための、ツイッターやフェイスブックの活用講座の企画

○農家の皆さんで、農道の草刈りや整備する事業 など、皆さんの自由な発想でご提案ください。

【募集期間】H25 年 7 月上旬～8 月下旬

市役所のこの事業をわたしたちでやってみたいな



市役所はこんな取組をしてみたらどうだろう？



【市民活動や各種助成制度に関する相談窓口】お気軽にお問合せください！

■田原市民活動支援センター（田原文化会館内） tel 0531-22-1111（内線 812）

毎週火・金・土曜 午後2時から午後7時開設（開設時のみ）

■田原市役所 市民協働課 tel 0531-23-3504（平日のみ）

平成25年度 補助金・委託制度概要(予定)

制度名		制度概要	応募から事業実施までのステップ
市民協働まちづくり事業補助金	高額事業	○市内で実施される事業または市民に対して実施される公益活動 【補助費 5 万円以上 20 万円以下 (事業費 10 万円以上、補助率 1/2)】 ※予算の範囲内で審査結果	①募集:4 月 1 日(月)~4 月 22 日(月) ②審査:書類審査、団体からのプレゼンテーションによる公開審査会(4 月下旬頃実施) ③交付決定:H25 年 5 月上旬~ ⇒事業開始 ※予算に残が生じた場合は、9 月頃に2次募集を行います。
	少額事業	○市内で実施される事業または市民に対して実施される公益活動 【補助費 5 万円未満 (事業費 10 万円未満、補助率 1/2)】 ※予算の範囲内で先着順	①募集:4 月 1 日(月)~H26 年 1 月末まで随時 ②審査:書類審査、事業関係課との協議 (公開審査は実施しない。) ③交付決定:審査結果通知後の、約1週間後~ ⇒事業開始
事業補助金	市民活動向上	○市内の市民活動の活性化、団体間の連携強化、人材育成が見込まれる活動 【補助費 20 万円以下(補助率 1/2)】	①募集:4 月中旬~5 月中旬 ②審査:書類審査、団体から市役所関係部署へのプレゼンテーションによる審査会(6 月上旬実施) ③交付決定:6 月中旬~ ⇒事業開始
補助金	新規団体活動	○設立2年未満の団体による、市内で実施される公益活動 【事業費 3 万円以下の場合…全額補助】 【事業費が 3 万円を超える場合…3 万円補助】	①募集:4 月 1 日~H26 年 1 月末まで随時 ②審査:書類審査 ③交付決定:審査結果通知後の、約1週間後~ ⇒事業開始
補助金	人材養成活動	○市民活動推進に有効な講座の受講料、交通費等を支援 【事業費の全額または一部(上限 3 万円)】	①募集:4 月 1 日~H26 年 1 月末まで随時 ②審査:書類審査 ③交付決定:審査結果通知後の、約1週間後~ ⇒事業開始
市民提案型委託制度	テーマ提示型	○地域課題の解消に資する事業を市民活動団体から提案いただき、提案団体と市が委託契約を結ぶ。 【テーマ提示型】: 市の示す特定のテーマに対して団体から提案する。	①募集:6 月中旬~7 月下旬 ②審査:書類審査、団体から市役所関係部署へのプレゼンテーションによる審査会(8 月上旬実施) ③採択:審査結果通知後、約1週間後~ ④契約締結:団体と市との協議後~
	自由テーマ型	【自由テーマ型】: 団体が自由な発想で提案する。 ◇事業費等については提案募集の際にお知らせします。	①募集:7 月上旬~8 月下旬 ②審査:書類審査、団体から市役所関係部署へのプレゼンテーションによる審査会(9 月中旬実施) ③採択:審査結果通知後、約1週間後~ ④契約締結:団体と市との協議後~

各補助金・委託制度の詳細は、募集の際に広報たはらや市ホームページ、市民活動支援センターホームページにて改めてお知らせします。ご不明な点は、市民活動支援センターまでお問合せください。

市民協働まちづくり事業補助金の実績

1 制度の概要

田原市市民協働まちづくり基金の運用から生ずる収益の範囲内において、市民活動団体が提案する公益活動に対して、必要経費の一部を補助する制度。市民活動団体の自立を支援するため、応募回数は同一事業で3年を限度としている。

2 年度別申請実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応募件数	12事業	10事業	9事業	3事業
補助要望額	1,737,000円	1,223,000円	1,199,000円	372,000円
交付決定額	1,548,000円	1,178,000円	1,099,000円	273,000円
補助確定額	1,485,000円	985,000円	862,000円	
その他	1事業辞退	条件付交付決定とした事業あり。	○少額のため自己資金にて活動を完了した事業あり。 ○応募団体のうち5団体が同一事業で3年目の応募。(※応募は3年限度) ○2次募集実施	○応募団体のうち1団体が同一事業で3年目の応募。 ○2次募集実施
予算額	2,000千円	2,000千円	2,000千円	1,800千円

平成 21 年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
特定非営利活動法人ゆずりは学園	手づくりイスで街づくり	間伐材を利用したイスを作成。市民の交流の場に提供する	200,000 円	200,000 円	200,000 円
たらめ会	「たはら里山の旅・大山編」の編集・発刊	あまり知られていなかった奥渥美里山の自然を調査。大山、雨乞山周辺のハイキングガイドブックの発刊	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO エコウインドネット	「エコの風おこそうかい！」事業	汐川・清谷川の清掃活動、エコの竹ドームを活用したエコ啓発活動。	157,000 円	154,000 円	141,000 円
特定非営利活動法人 渥美半島ハイキングクラブ	「雨乞山タコウ展望クリーンハイキング 春」	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して自然保護意識の高揚を図るハイキングを実施	60,000 円	60,000 円	60,000 円
環境ボランティアサークル 亀の子隊	西の浜クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会	西の浜の清掃活動、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」の実施	200,000 円	200,000 円	200,000 円
特定非営利活動法人 渥美虹の会	障害児者福祉啓発事業	市民に障害のある人への理解を深めることを目的に和太鼓の演奏会を提供	105,000 円	105,000 円	105,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原を考えるフォーラム	障害のある方も無い方も同じ田原市民として共生していくまちを築くためのフォーラムの開催	151,000 円	151,000 円	119,000 円
女性会議WIT ウィット	～市民のライフアップセミナー～ 「女性のさまざまに発信が、互いを尊重し会える社会の実現に向かって」	各分野で活躍している女性、女性問題、人権問題等に取組んでいる方々を囲んでの講座の開催	160,000 円	160,000 円	160,000 円
特定非営利活動法人 うたた	アートによるノーマライゼーション推進事業 「アトリエーカーク」	障がい者の余暇支援として絵画指導等を開催	97,000 円	73,000 円	71,000 円
「アートコラボ・芸術は君のもの！」実行委員会	「アートコラボ・芸術は君のもの！」	絵本画家を招いた読み聞かせ、トークショー、ワークショップの開催	160,000 円	辞退	—
あつみNPOネットワーク	「あつみNPOの集い 2010」	地域社会を担う子どもたちに NPO・ボランティア活動の紹介、参加のきっかけ作りとする講演会、活動発表等の開催	200,000 円	198,000 円	187,000 円
福江クリーンアップクラブ	福江地区クリーン大作戦	福江地区国道 259 号線沿いの清掃活動、花壇の手入れを行なう	47,000 円	47,000 円	42,000 円
合 計			1,737,000 円	1,548,000 円	1,485,000 円

平成 22 年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
NPO法人うたた	『あっちこっち de アトリエ・カーグ展』	障がいの有無を問わない、アトリエカーグでの創作の現場で、互いに影響しあい生まれる絵や作品等を、沢山の方が見て頂ける美術館等で展示する。	114,000 円	114,000 円	114,000 円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来へつなぐ里山保全活動	地域の里山保全活動を通して里山に親しめる環境づくり活動を展開する	105,000 円	105,000 円	105,000 円
環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、思いを広げる環境プログラム	西の浜の「清掃活動」、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」、思いを広げるための「広報活動」などの実施。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO法人渥美虹の会	福祉啓発事業	障害児が和太鼓を通して、親子で演奏・発表することで、自信につながり、生き生きとクラスことを目指す。	130,000 円	130,000 円	127,000 円
地域自給プロジェクト	地域自給プロジェクト	サトウキビ栽培から黒砂糖作り体験イベントを開催。昔の知恵を現代に生かし、次世代につなげ「暮らしの豊かさの実感」体験。	75,000 円	30,000 円	12,000 円
あつみNPOネットワーク	「NPO 人材育成事業」	地域づくりを担う人材育成事業。地域でNPO活動実践者から中高生、市民を巻き込んだセミナー・座談会・ワークショップ・講演会を開催。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	第 2 回「共生のまち」田原を考える会フォーラム	障害のある方の抱える問題、田原市での問題、障害の理解、今後の対応など、基調講演やシンポジウムを行い、わかりやすく前向きなフォーラムを開催。	151,000 円	151,000 円	76,000 円
NPO法人たはら広場	シュアスタート研究講座 ～大阪府の研究報告と日本での広がり～	「シュアスタート」の原点を踏まえ、日本各地で広がっている子育て支援の新しい潮流の研究会を保健師、保育士、市民を対象に開催。地域色を踏まえた未来の展望につなげる。	88,000 円	88,000 円	73,000 円
たっぷくヘルパーボランティア	認知症サポート講習会地域開催ツアー事業	各中学校、コミュニティにて、出張講習会（やわらかく「認知症を知ろう」）を開催。認知症を知り、高齢化地域性を明確とし、自らの地域を考える機会をつくる	100,000 円	100,000 円	18,000 円
NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	里山保全・ハイキング・自然観察・ゴミ拾い in【あつみトレイル】	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して参加者等の自然保護意識の高揚を図る。ハイキングの健康増進効果や敢行事業として期待する。	60,000 円	60,000 円	60,000 円
合 計			1,223,000 円	1,178,000 円	985,000 円

平成 23 年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
特定非営利活動法人うたた	アートで障がいを超えた未来を考える	地域で暮らす子どもや障がいをお持ちの方が、アートや音楽の表現活動を通じて、自然な交流ができるイベントを企画する。作品展、障がい者アートの講演、障がい者バンドクラブ、アートイベントなど参加型のイベントの開催。	161,000 円	161,000 円	60,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原市を考える会フォーラムⅢ	「共生のまち」をさらに推し進めるために「共に生きる」をテーマとし、安全・安心な地域社会の実現に向けてその道筋を探る、そんなフォーラムを開催。	200,000 円	200,000 円	70,000 円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来につなぐ里山保全活動	荒廃した地域の里山において、里山の整備、自然生態系の保全と遊歩道など住民のレクリエーション利用を進めるため、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組むとともに、間伐材による長椅子等を製作・樹名板設置、きのこ菌打ちなど、市民が里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	79,000 円	79,000 円	79,000 円
特定非営利活動法人 渥美虹の会	福祉啓発事業	障害を持っている子どもと親での社会参加を大きな目的に、和太鼓を通して、親子で発表をすることで、地域への啓蒙活動をする。障害の有無にかかわらず、参加者募集のチラシを作成、各種団体へ広報活動を行う。	135,000 円	135,000 円	131,000 円
あつみNPOネットワーク	協働による人材育成と地域力アップ vol.2	平成 22 年度に実施した「NPO 人材育成事業(セミナー・座談会・講演会等)」について、自治会、学校、青年経済研究会など様々な団体と協働し、内容を充実させて実施。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
たっぷくヘルパーボランティア	地域介護支援ふれあいツアー	【ふれあい活動】自治会にて「ふれあいサロン」を開催。 【地縁組織介護力向上活動】自治会総代、民生委員との地域の助け合いについて話し合う懇談会の開催。 【福祉サービス広報発行】介護施設の紹介やサービス内容を市民に情報提供。 【介護講演会】地域介護・在宅介護問題の講演会開催。	100,000 円	0 円 ※少額ため自己財源にて活動完了	0 円
東友クラブ趣味の会	蔵王団地住民の健康、医療又は福祉の増進事業	蔵王団地住民の高齢化とともに外出も減り、引きこもりがちな生活者を一人でも多く誘い、楽しく生きがいのある場として健康体操、ウォーキング、手芸など集会所で行い、地域住民とのふれあいの場を作る。	33,000 円	33,000 円	31,000 円
環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、きれいな海を守りたいという心を広げる環境プログラム	クリーンアップ活動「西の浜クリーンアップ活動」、体験的環境学習「海の環境を学ぶ会」、いろいろなところでの「活動発表」、思いを広げるための「広報活動」などにより、「ふるさとの海を守っていく心を育てる」とともに「きれいな海を守りたいという心を広げる」ための活動。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
特定非営利活動法人 たはら広場	「図書館で何ができる？」～図書館を核とする市民活動～	「市民と創った図書館」、さて図書館活用の実際はどうなっているのか。また、求められるサービスは手に入っているだろうか。運営者としての図書館の側から、または利用者の立場から、もっと図書館の潜在能力を引き出す活用法を実例のテーマを挙げながら学ぶ。	91,000 円	91,000 円	91,000 円
合 計			1,199,000 円	1,099,000 円	862,000 円

平成 24 年度市民協働まちづくり事業補助金【交付決定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
里山保全 山遊里	みんなで楽しみ未来につなぐ里山保全活動	荒廃した地域の里山において、里山の整備、自然生態系の保全と遊歩道など住民のレクリエーション利用を進めるため、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組むとともに、間伐材による長椅子等を製作・樹名板設置、きのこ菌打ちなど、市民が里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	87,000 円	87,000 円	
Happy Dub	伊良湖音楽とマーケットの祭典	地域活性化のため、休暇村伊良湖にて音楽とのふれあいの場とした音楽祭を開催する。音楽と海をテーマとした自然を感じられる演奏を、観光客や市民に提供する。また、地元特産品等を販売する。大自然の開放的な雰囲気の中で、地域の交流を図る。	85,000 円	85,000 円	85,000 円
図書館フレンズ田原	数内正幸原画展・「渡り鳥きぶん」	田原市中央図書館開館10周年を祝う記念企画事業の一つとして行う。渡り鳥の観察の基地として、渥美半島の自然をこよなく愛し、多くの作品を描いた、数内正幸氏の原画展を開催し、多くの市民とともに10周年を記念する。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
合 計			372,000 円	372,000 円	

平成25年度市民協働まちづくり事業補助金について

1 方針（抜粋）

平成24年10月4日開催の「第13回田原市市民協働まちづくり会議」において、以下の内容を確認し、予算要求を行った。

○少額事業（事業費10万円未満）の手続き簡略化

- ・募集期間を設けず、随時募集を行い、予算の範囲内で先着順とする。
- ・選考は、申請書類提出と、それに基づく市役所事業担当課職員からのヒアリングを実施する。公開審査は実施しない。

2 平成25年度の予算内示等

(1) 補助額5万円以上20万円以下（事業費10万円以上）の事業

予算総額	60万円（上限20万円×見込み件数3事業）
補助率	事業費の2分の1以内
募集時期	・平成25年4月1日～4月22日（月） ・予算に残が生じた場合は、9月頃に2次募集を行う。
選考方法	・書類審査、公開審査会を実施（変更なし） ・1団体あたりプレゼンテーション10分・質疑応答10分の計20分間で審査を行う。（審査時間の延長）
交付決定	平成25年5月上旬～（変更なし）
事業報告	平成25年2～3月（変更なし）

(2) 補助額5万円未満（事業費10万円未満）の事業

予算総額	40万円（上限5万円×見込み件数8事業）
補助率	事業費の2分の1以内
募集時期	平成25年4月1日（月）～平成26年1月31日（金）まで随時募集（予算の範囲内で先着順とする。）
選考方法	・書類審査 ・市役所関係部署からのヒアリング
交付決定	審査結果通知の後、約1週間後～
事業報告	平成25年2～3月 （補助額5万円以上20万円以下の事業と同様に実施。）

【平成25年度】

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

《 応募の手引き 》

応募期間

平成25年4月1日(月) ~ 4月22日(月)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年3月26日条例第1号）第19条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

1 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

(1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

(2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

(対象20分野)

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 観光の振興を図る事業
- 5 農山漁村の振興を図る事業
- 6 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 7 環境の保全を図る事業
- 8 災害救援活動事業
- 9 地域安全活動事業
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 11 国際協力の活動事業
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 13 子どもの健全育成を図る事業
- 14 情報化社会の発展を図る事業
- 15 科学技術の振興を図る事業
- 16 経済活動の活性化を図る事業
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業

- 18 消費者の保護を図る事業
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として県等の条例で定める活動

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
 - (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
 - (6) 公序良俗に反する事業
 - (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
 - (9) 市の他の制度への申請が適切と認められる事業
 - (10) 交付決定時において事業を着手している事業
 - (11) 平成26年2月末までに完了しない事業
 - (12) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
 - (13) その他、田原市が補助をすることが不相当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
 - (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
 - (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
 - (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
 - (4) 適切な会計処理がなされている団体
 - (5) 公開審査（4月下旬頃）及び事業報告会（翌3月頃）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要となる専門家(相談、指導など)及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師・専門家・出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代・茶菓子代	団体構成員への食事代、 会議等の茶菓子代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないとした経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・補助金の交付額は補助対象経費の2分の1とし、予算の範囲内で交付します。
- (1) ①補助対象経費が10万円以上の場合・・・補助額5万円以上20万円以下
②補助対象経費が10万円未満の場合・・・補助額5万円未満
ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。
- (2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。
- (3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。
- (4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

選考方法は、①補助対象経費が10万円以上の場合、②補助対象経費が10万円未満の場合で異なります。

①補助対象経費が10万円以上の場合

提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。

ア 書類審査

- ・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。

イ 公開審査

- ・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
- ・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
- ・審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
- ・公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。

- ・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
- ・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か 	10点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか (どういった課題のために、誰のために) ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか 	10点
連携性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか 	5点
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか 	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか) 	5点
発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか 	5点

実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか（あいまいな点、決まっていない事が多くないか） 	5点
自立継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資金調達の努力をしているか（寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性） ・ 自立に向けた事業の継続性があるか 	5点

②補助対象経費が10万円未満の場合

ア 書類審査

- ・ 市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。

イ 事業担当部署との協議

- ・ 提案事業担当課の職員と、事業内容、予算等について協議を行います。

8 活動成果の報告会

- ・ 事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月頃）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。なお、年度途中で中間報告をお願いする場合があります。

9 その他

- ・ 関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。
- ・ 補助金の交付は、翌3月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

10 募集から事業評価の流れ

(1) 補助金事業認定申請書の提出

- ①事業費10万円以上の事業：4月1日から4月22日まで
- ②事業費10万円未満の事業：平成26年1月末まで随時

(2) 制度や申請方法について市民活動支援センターにおいて随時相談受け付け

(3) 書類審査結果の通知（市から通知）

(4) 審査

①事業費10万円以上の事業

公開プレゼンテーションによる審査（4月下旬）

②事業費10万円未満の事業

事業担当部署との協議による審査（書類審査後）

（5）審査結果の通知（市から通知）

（6）交付申請書の提出（採択された場合の本申請）

（7）交付決定の通知

（8）事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）

（9）（変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定

（10）実績報告書の提出（事業完了後20日以内）

（11）事業報告会（2月または3月中）

（12）交付の確定の通知

（13）交付請求書の提出

（14）補助金の振込

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

市民活動向上事業補助金の実績と展開案

1 制度の概要

協働によるまちづくりの担い手となる市民活動団体の連携強化を目的とした、市民活動団体が企画する事業（団体の交流イベント、スキルアップが期待できる講座等）に対して、必要経費の一部を補助する。（平成24年度新設制度）

2 平成24年度の実績

- (1) 補助額 補助対象経費の2分の1（上限200,000円）
- (2) 予算額 200,000円
- (3) 募集時期 平成24年4月16日～5月21日
- (3) 審査 書類審査、団体から事業担当部署へのプレゼンテーションによる審査

提案団体	あつみNPOネットワーク
提案事業	「ネットワークによる人材育成」 市内の市民活動団体、コミュニティ、学校等さまざまな主体と協働しながら、まちづくりへの理解を深めるため、まちづくりについて学ぶ講座や市民活動団体と一般市民とが交流するNPOの集い等を開催した。
事業期間	平成24年6月10日～平成25年2月28日
事業費	408,140円
補助額	200,000円（上限）
予算額	200,000円

3 平成25年度の展開

○制度概要、審査方法は前年度と同様

- (1) 補助額 補助対象経費の2分の1（上限200,000円）
- (2) 予算額 200,000円
- (3) 募集時期 平成25年4月15日（月）～5月20日（月）

田原市市民活動向上事業補助金

【平成25年度】

《 応募の手引き 》

応募期間

平成25年4月15日（月） ～ 5月20日（月）必

着

田原市市民環境部市民協働課

田原市市民活動向上事業補助金とは

「田原市市民活動向上事業補助金制度」は、協働によるまちづくりの担い手となる市民活動団体の連携強化・担い手のスキルアップを目的に、市民活動団体が企画・実施する事業（専門的な知識・手法等を習得するための講座、団体間の連携促進を図る事業など）に対して、必要経費の一部を補助するものです。

1 対象となる事業

○対象となる事業は、市民活動の担い手の育成・団体間の連携強化の促進が期待される次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市内の市民活動の活性化に資する活動
- (2) 市民活動団体のスキルアップ、人材育成および連携を目的とする活動
- (3) 市民活動経験者が概ね30名以上の参加することが見込まれる活動
- (4) 市内で実施される事業
- (5) 市民及び市内に拠点を置く市民活動団体に対して実施される活動
- (6) 事業の計画、事業の効果及び収支計画に確実性のある活動

2 対象外となる事業

○対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 市の他の制度への申請が適切と認められる事業
- (11) 平成26年2月末までに完了しない事業
- (12) その他、田原市が補助をすることが不相当と認められる事業

3 応募団体の要件

○応募団体の要件は、市民活動の活性化、担い手育成、団体間連携に取り組む市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5名以上で構成された団体又はそれらによる連携組織
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 意思決定機関を持ち、組織の運営に関する規則（会則等）がある団体
- (4) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (5) 適切な会計処理がなされている団体
- (6) 市民協働まちづくり事業補助金の事業報告会に出席できる団体

4 応募できない団体

○応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

○以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。

（領収書の日付や宛名が明確になっている等）

対象経費の項目	対象経費となる例	対象経費とならない例
人件費	事業の開催のために必要となる専門家（相談、指導など）及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代	団体構成員への食事代 会議等の茶菓子代
需用費	消耗品費、印刷製本費	補助対象事業以外にかかる材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	補助対象事業以外にかかる役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外にかかる使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する 3 万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外にかかる備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないとして認めた経費

6 補助金の交付額

○補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。

(1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1

補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円

ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。

(2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。

(3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。

(4) 複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び市役所関係部署で構成する審査会へのプレゼンテーションを実施します。

なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・地域振興に寄与する事業か ・社会に貢献に寄与する事業か	10点
必要性	・市民活動の活性化に向けた課題を的確に捉えているか（どういった課題のために、誰のために） ・田原市の市民活動団体のニーズは高いか	10点
連携性	・市民活動団体間の連帯強化を図れるか ・事業実施において、地域コミュニティ団体、市民活動団体、学校、事業者、行政等との連携があるか	5点
先駆性	・市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・積算の精度（申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か） ・費用対効果（事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか）	5点
発展の可能性	・市民公益活動を促進するか ・今後の成果の広がりが期待できる活動か ・課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	5点
実現の可能性	・事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか（あいまいな点、決まっていない事が多くないか）	5点
自立継続性	・自己資金調達の実力をしているか（寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性） ・自立に向けた事業の継続性があるか	5点

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

8 活動成果の報告

○他の制度「市民協働まちづくり事業補助金」では、補助事業終了後、公開により開催する事業報告会において、活動成果を発表していただいています。本補助制度を活用して実施した活動についても、事業報告会の場において成果を公表していただきます。なお、年度途中で事業の進捗の報告をお願いする場合があります。

9 その他

- 関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。
- 補助金の交付は、事業完了後、事業報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。
- 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

10 スケジュール

- (1) 募集期間 (4月15日～5月20日)
- (2) 審査会へのプレゼンテーション (5月下旬)
- (3) 審査結果の通知 (市から通知) (5月下旬)
- (4) 交付申請書の提出 (採択された場合の本申請)
- (5) 交付決定の通知 (6月上旬)
- (6) 事業の実施 (交付決定の日から翌年2月末まで)
- (7) (変更の場合) 変更承認等申請、変更承認等の決定
- (8) 実績報告書の提出 (事業完了後20日以内)
- (9) 事業報告会への参加 (2月～3月に実施予定)
- (10) 交付の確定の通知 (3月中旬)
- (11) 交付請求書の提出 (3月下旬)
- (12) 補助金の振込み (4月下旬まで)

11 提案募集

4月15日（月）～5月20日（月）午後5時まで

12 応募方法

直接持参、郵送で提出（期限内必着）

13 提出先および問合せ先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 市民協働課 宛

電話 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

○補助申請の相談も受け付けています。

田原市民活動支援センター（田原文化会館フリースペース内）

開設：毎週火・金・土曜 午後2時から午後7時

電話：0531-22-1111（内線812）開設時のみ

E-mail : shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

新規団体・人材養成活動補助金の実績と展開案

新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的する補助金です。

新規団体活動補助金

1 制度の概要

仲間を募って新たに始めようとする市民公益活動の経費を支援するもので、活動初期の取り組みを支援する制度。少額ながら全額補助（上限3万円）し、市民活動を始めるきっかけづくりとなることを期待する。

2 平成24年度の実績

- (1) 補助額 1事業につき上限3万円 補助率10/10
- (2) 予算額 15万円
- (3) 募集時期 平成24年4月1日～平成25年1月31日
- (4) 審査方法 書類審査
- (5) 応募団体（応募数：1団体）

団体名	みどりの会
提案事業	「傾聴ボランティア」 市内の福祉施設を訪問し、高齢者明るく生活してもらえるよう、傾聴ボランティアを実施する。
事業期間	平成24年7月3日～平成25年2月28日
事業費	44,800円
補助額	30,000円（上限）

3 制度創設時からの累計実績

年度	団体名	事業名	事業費	補助額
H22	東友クラブ趣味の会	蔵王団地の健康・福祉の増進	30,160円	30,000円
H23	衣笠里山に親しむ会	学習の森メイクアッププロジェクト	33,070円	30,000円
H24	みどりの会	傾聴ボランティア	44,800円	30,000円

4 平成25年度の展開

○制度概要、補助額、審査方法は前年度と同様

- (1) 予算額 12万円
- (2) 募集期間 平成25年4月1日～平成26年1月31日

人材養成活動補助金

1 制度の概要

市民活動団体の活動を担う人材の知識・技術などの養成経費を支援するもので、団体構成員のスキルアップを目的とする支援制度。他の補助制度とのバランスを見て、旅費や受講料の一定額までを全額補助し、それを超える部分は補助率1/2で支援することにより、市民公益活動の進展を期待する。

2 平成24年度の実績

- (1) 補助額 事業費の全額または一部（上限3万円）
1団体あたり年間2人以内、1人1回
- (2) 予算額 15万円
- (3) 募集時期 平成24年4月1日～平成25年2月8日
- (4) 審査方法 書類審査
- (5) 応募団体（応募数：1団体）

団体名	OHPたはら
受講講座等の名称	「平成24年度愛知県要約筆記奉仕員養成講習会（応用過程）」 会場：健身会館（名古屋市熱田区）、 岩倉市生涯学習センター（岩倉市本町）
受講期間	平成24年6月24日～平成24年8月19日
事業費	12,890円（交通費、テキスト代等）
補助額	12,890円

3 制度創設時からの累計実績

年度	団体名	講座等名称	事業費	補助額
H22	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成22年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修	16,700円	16,700円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	1%支援フォーラム2010	4,020円	4,020円
	NPO法人ピースハウス	平成22年度愛知県サービス管理責任者研修	9,540円	9,540円
	女性会議ウィット	講座「リプロダクティブヘルスを考える」	2,920円	2,920円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム15 アートブリュット・ジャポネ凱旋展	16,490円	15,990円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム15 ねじれ国会だからできる事がある!	23,990円	23,490円
H23	田原市ビーチバレー協会	平成23年度愛知県スポーツ指導者研修会(後期)	5,960円	2,980円
	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成23年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修	16,700円	16,700円
	東友クラブ趣味の会	愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会	26,720円	26,720円
	女性会議ウィット	“人間と性”教育研究協議会	4,780円	4,780円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	相互支援コミュニティ形成事業研究会	4,120円	4,120円
	環境ボランティアサークル亀の子隊	NPO法人海に学ぶ体験協議会フォーラム、自然体験活動指導者養成講座	15,855円	15,750円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム16	29,990円	29,735円
H24	OHPたはら	平成24年度愛知県要約筆記奉仕員養成講習会(応用過程)	12,890円	12,890円

4 平成25年度の展開

○制度概要、審査方法は前年度と同様

- (1) 予算額 30万円
- (2) 募集期間 平成25年4月1日～平成26年1月31日
- (3) 補助額 事業費の全額または一部(上限3万円)

1団体あたり年間3人以内、1人1回 ※1団体あたりの利用枠を拡大
(従前は、1団体あたり年間2人以内、同一講座への参加は1人のみ対象)

新規団体・人材養成活動支援制度

【平成25年度】

《 応募の手引き 》

応募期間

【新規団体活動支援】 平成25年4月1日 ~平成26年 1月31日必着

【人材養成活動支援】 平成25年4月1日 ~平成26年 1月31日必着

田原市市民環境部市民協働課

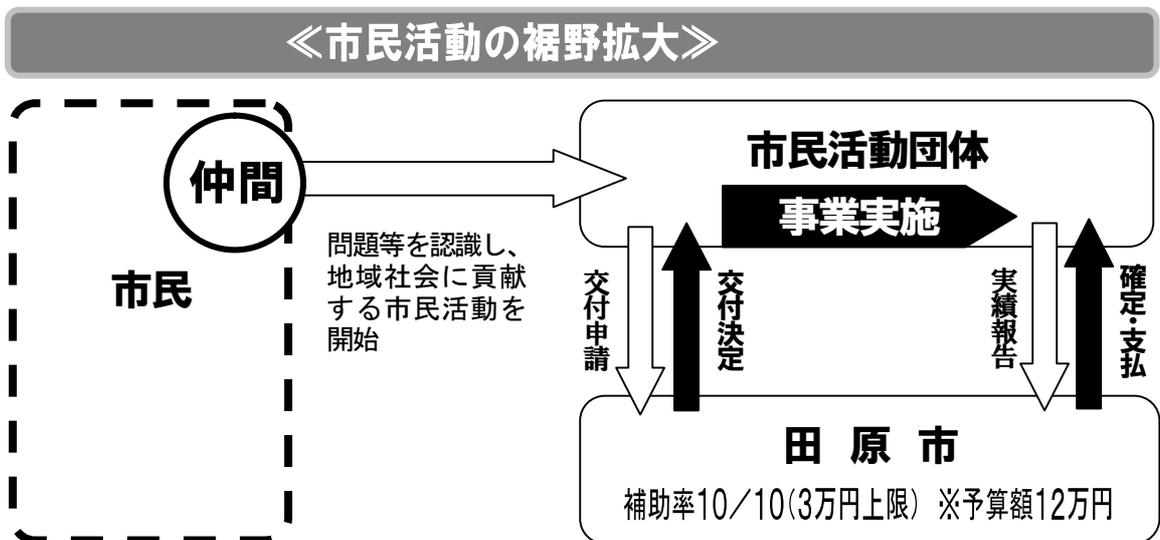
1. 目的

この制度は、新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的としています。

2. 事業概要

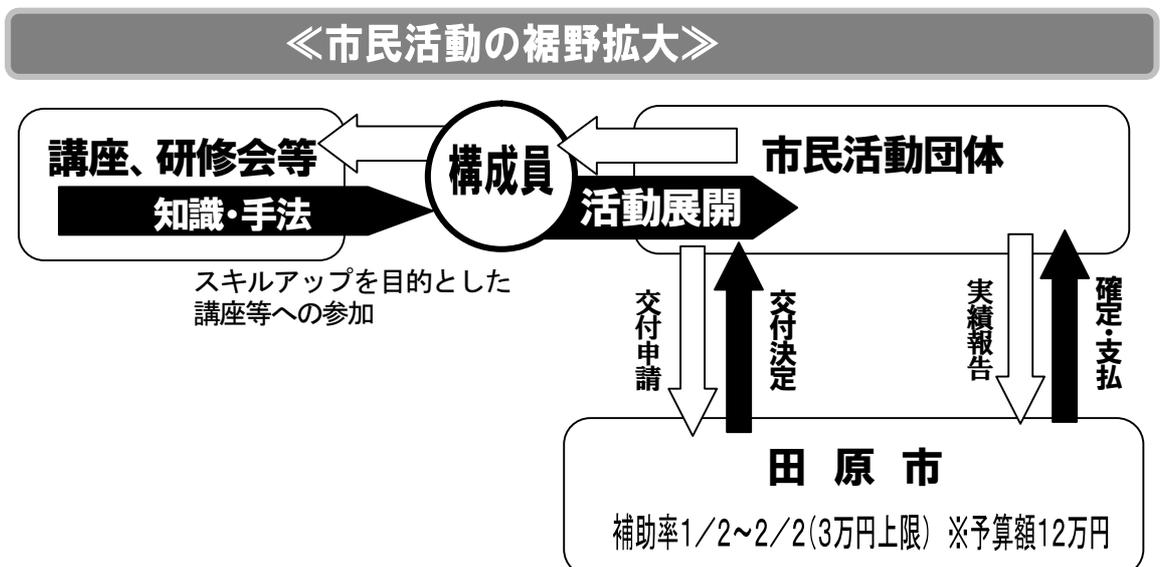
A 新規団体活動補助金

- 市民が新たに仲間を集って始めようとする活動の経費を支援します。
- 市民協働まちづくり事業補助金との関係から、少額経費（事務用品・会議・PR経費などを想定）を対象とし、全額補助します。



B 人材養成活動補助金

- 市民活動団体の活動を担う人材の技術等養成経費を支援します。
- 団体会員が、知識・手法等を習得する講習等の受講経費を対象とし、一部補助します。



3. 各補助制度の内容

A 新規団体活動補助金

《1》対象事業及び事業の分野

対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業
- (2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

【対象20分野】

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 観光の振興を図る事業
- 5 農山漁村の振興を図る事業
- 6 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 7 環境の保全を図る事業
- 8 災害救援活動事業
- 9 地域安全活動事業
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 11 国際協力の活動事業
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 13 子どもの健全育成を図る事業
- 14 情報化社会の発展を図る事業
- 15 科学技術の振興を図る事業
- 16 経済活動の活性化を図る事業
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- 18 消費者の保護を図る事業
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業
- 20 前各号に掲げる活動に準ずるものとして市長が認める活動

《2》対象外の事業

対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業

- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成26年2月末までに完了しない事業
- (11) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

《3》応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 平成24年4月以降に設立した市民活動団体 ※その年度に満2年に満たない団体
- (3) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (4) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (5) 過去に本制度の補助金を受けていない団体
- (6) 市民協働まちづくり事業補助制度の補助金を受けていない団体
- (7) まちづくり事業補助金事業報告会（3月）に出席できる団体

※応募できない団体 …… 応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

《4》対象経費

項 目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
人 件 費	事業開催のために臨時に必要となる会員以外の人員への賃金	団体構成員に対する人件費や謝礼
報 償 費	講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等、団体構成員への謝礼金
旅 費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食 糧 費	外部講師の食事代・茶菓子代	団体構成員への食事代・茶菓子代
需 用 費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の需要費 1万円以上の物品
役 務 費	切手代や宅配便等の通信運搬費、事業開催時にかかる損害保険料等	対象事業以外の役務費
委 託 料	団体構成員では行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託費用
使用料・賃借料	対象事業のための会場等使用料、機材の借上料	対象事業以外の使用料
備 品 購 入 費		
そ の 他 経 費	その他市長が認める経費	その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

《5》交付額・受付

補助金の交付額は、予算の範囲内で先着順に交付します。(平成25年度：12万円)

- (1) 補助金額は、1事業につき上限3万円 補助率10/10
- (2) 1団体、1回限りの交付とします。
- (3) 応募受付は、募集開始の日から翌年の1月末まで随時行います。ただし、予算が終了した場合は、募集期間であっても、途中で応募受付を締め切ります。

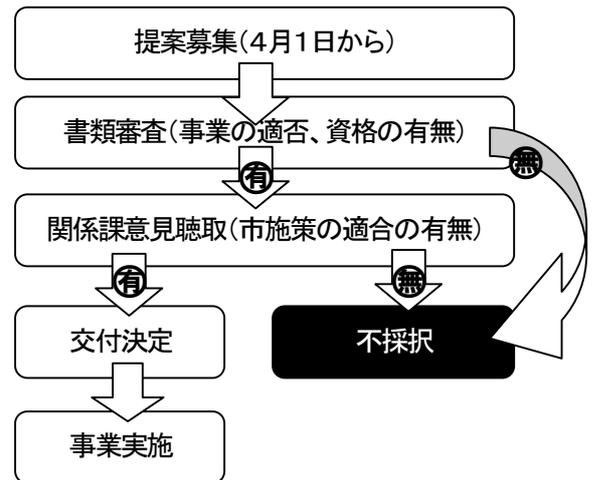
《6》選考方法

補助金の交付決定は、団体から提出された申請書(企画書)等の書類審査により決定します。

【審査手順】

- ①対象事業であるか、団体要件は整っているかなどの申請要件を確認します。
- ②次に、市役所関係課で、既存補助制度の有無、市の施策との適合性など確認します。
- ③以上の確認の後、事業予算(対象経費)等が本制度に適合すると認める場合は、補助対象事業として交付決定します。

※申請書受付から、交付決定まで約2週間を予定します。

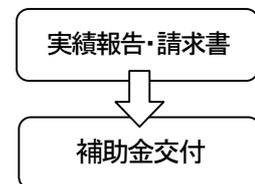


《7》実績報告・支払い

事業完了後、20日以内に実績報告書(事業内容・支出明細・証拠書類を含む)を提出していただきます。

市民協働まちづくり事業補助金事業報告会において、まちづくり事業補助金の成果報告と併せて、補助事業の概要を報告しますので、報告会には必ず出席していただきます。

補助金は、実績報告書の検収を終え、請求書を受理した後、速やかに交付します。



B 人材養成活動補助金

《1》対象の活動

専門知識・手法等を習得する講座・研修会等（以下、「講座等」）で、市民公益活動の推進に有効であると市が認めるもので、次の条件に適合するものを対象とします。

- (1) 平成25年度内に受講を完了できる講座等
- (2) 所属する市民活動団体の活動に直接反映できる講座等

開始の14日前までに申請され、平成26年2月末までに終了の講座等とします。

※特別な事情がある場合、3月中の講座も可能とする（実績報告は3月末期限）。

《2》対象外の活動

次の活動は対象外とします。

- (1) 利益追及を目的とした資格取得のための講座等
- (2) 受講者個人のみが利益を受けることが想定される講座等
- (3) 直接的に所属する団体の市民公益活動への反映が期待できない講座等
- (4) 市の他の制度で支援が受けられる講座等

《3》応募の要件

応募資格は、平成25年4月1日現在で田原市内の市民活動団体（5人以上で構成する団体）に所属している者とし、団体（代表者）が申請します。

講座等の受講後に、市民活動団体の設立または加入が確実な場合に限り、個人の申請を可能とします。

応募できない団体は、新規団体活動補助金と同じです。（3ページ参照）

《4》対象経費

○ 補助対象となる経費とその補助率は、次のとおりです。

経費区分	対象となる経費とその補助率
旅 費	◆講座等の受講に要する旅費にかかる交通費（公共交通機関に限る）、宿泊費等 ◆田原市職員等の旅費に関する条例及び規則に準じて算出する交通費、宿泊費等（日当を除く）の額とする。
	補助率 ・ 講座等の受講に要する交通費のうち1回当たり4,000円までの実費は全額補助とし、4,000円を超える費用は補助率1/2とする。 ・ 宿泊費は、講座等を受講するのに必要不可欠な場合に限り補助対象とするが、補助率1/2（補助額6,000円上限）とする。
需用費・負担金	◆講座等の受講に直接必要なテキスト代等、講座受講料は実費額とする。 ※昼食代、懇親会等の飲食代は対象外とする。
	補助率 ・ 講座等の受講料（開催要領等記載）は、3,000円までの実費は全額補助とし、3,000円を超える費用は補助率1/2とする。
その他経費	◆講座等の受講に必要な不可欠なその他経費で、特に市長が認める経費。
	補助率 ・ その他の経費で特に市長が認める経費は、全額補助する。

《5》交付額・交付等

補助金の交付額は予算の範囲内で先着順に交付します。(平成25年度：12万円)

- (1) 補助金額は、1事業につき上限3万円 補助率は、上記《4》対象経費の表のとおり
- (2) 1団体あたり年間3人以内、1人1回の交付とします。
- (3) 応募受付は、募集開始の日から翌年の1月31日まで随時行います。ただし、予算が終了した場合は、募集期間であっても、途中で応募受付を締め切ります。

※連続講座で全講座受講が条件のものは、全講座受講で1回とする。

※同一の団体が、過去に申請し補助採択された同一の講座等への参加を希望する場合、関係課と協議を行い、明確な受講成果が認められないと判断した場合は、補助採択をしない場合があります。

《6》選考方法

補助金の交付決定は、団体より提出された申請書(企画書)等の書類審査により決定します。

【審査手順】

- ①対象の活動であるか、応募は整っているかなどの申請要件を確認します。
- ②次に、市役所関係課で、他の支援制度の適応等を確認します。
- ③以上の確認の後、事業予算(対象経費)等が本制度に適合すると認める場合は、補助対象事業として交付決定します。

※申請書受付から、交付決定まで約2週間を予定します。

《7》実績報告・支払い

活動終了後(講座等受講後)、20日以内に実績報告として、受講報告書(講座等内容・支出明細・証拠書類を含む)及び活動計画書を提出していただきます。

※実績報告書及び活動計画書は、市のホームページなどで公開します。

補助金は、実績報告書の検収を終え、請求書を受理した後、速やかに交付します。

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504 FAX 0531-23-0180

Email:kyoudou@city.tahara.aichi.jp

市民提案型委託制度の実績と展開案

1 制度の概要

市が実施すべき管理事業や市民サービス等において、市民から事業提案いただくことにより、より市民目線で柔軟な事業展開ができることを目的とする。市と市民活動団体が委託契約を結び、事業実施する協働制度。

テーマ提示型	市が提示する特定のテーマに対して、市民活動団体から企画、実施に至るまでの事業を募集する。
自由テーマ型	市民活動団体の専門性を生かし、市の施策推進が期待される事業を自由な発想で提案していただく。

2 平成24年度の実績

【テーマ提示型】

募集テーマ①市民活動団体交流会開催事業

[内 容] 市民活動団体の交流の場、活動PRの場を提供する事業

[事業費] 上限50万円

[実 績]

応募団体：しみんのひろば運営委員会

提案事業名：「第6回しみんのひろば シェア！～わかちあい～」

平成25年2月24日（日）10:00～15:00 田原文化会館にて開催

事業概要：

市内の市民活動団体34団体が集まるイベントを開催した。参加団体同士の交流を通して、団体の資質向上を図った。約1,000人の来場があり、多くの市民に市民活動のよさを知っていただく機会となった。

委託金額：416,210円

募集テーマ②男女共同参画啓発事業

[内 容] 広く市民に男女共同参画の意識を啓発するためのパンフレット作成事業。

テーマ：「男女共同参画の視点からの防災」

[事業費] 上限20万円

[事業概要]（事業実施中）

応募団体：田原市赤十字奉仕団

提案事業名：啓発パンフレット「男女共同参画の視点からの防災」作成事業

事業概要：

いざという時のために地域での防災活動と日頃の地域活動に、男性も女性も積極的に参加し、あらゆる人に配慮した防災活動を啓発するためのパンフレットを作成する。

予算額：199,400円

3 平成25年度の展開

【テーマ提示型】

(1) 募集テーマ

- ① 市民活動団体交流会開催事業
委託費上限：400,000円
- ② 男女共同参画啓発事業)
委託費上限：200,000円

(2) 募集時期 6月～7月頃（予定）

【自由テーマ型】

募集時期 7月～8月頃（予定）

4 課題と今後の取組

- テーマ提示型への提案は少なく、自由テーマ型へは制度実施の平成22年度から応募なしとなっている。公募するだけでなく、行政側から団体への呼びかけが必要である。
- 市役所各課からのテーマ提示もほとんどない。庁内ワーキング会議等で制度の活用を促し、同時に職員の協働への理解を深める必要がある。
- 事業者、企業の新採職員をターゲットとして制度をPRし、市民活動の担い手の裾野拡大を図りたい。

平成25年度のNPO活動支援事業

1 NPOサポートプログラム（※H25年度新規）

NPOの人材育成のための研修会等の開催、研修会への派遣を実施する。

（1）NPO人材育成研修会の開催

NPO活動の理解を深め、活動の活性化、協働ネットワーク体制の確立に寄与するため、NPOの人材育成を目的とした連続セミナーや講演会、出前講座等を開催する。

○予算額 165,000円

（2）NPO職員等講座派遣事業

NPO活動を行う人材を研修会等（あいちNPO交流プラザ主催等）へ派遣し、活動の活性化、運営・経営力、市民公益活動の裾野拡大を目指す。

○予算額 47,000円

2 その他支援（※H25年度新規）

（1）市民活動団体向け印刷機の設置

市民活動支援センターに市民活動団体のチラシ作成に利用できる印刷機を設置する（平成25年6月頃設置予定）。イベントや会員募集等の広報活動に活用していただくほか、団体同士の交流の場として市民活動支援センターを利用していただく。

※詳細は決定次第、市民活動支援センターHPや広報たはら等で周知。

田原市の市民協働まちづくり方針<改訂版>改訂点一覧

改訂検討経過

- 平成23年10月26日 第11回協働会議（方針の中間評価）
- 平成24年 5月 8日 庁内ワーキング会議（市民協働に関する市の取組状況報告）
- 平成24年 5月23日 第12回協働会議（方針改訂の論点を整理）
- 平成24年10月 4日 第13回協働会議（第1章～第3章改訂骨子案の確認）
- 平成24年10月11日 庁内ワーキング会議（第4章改訂骨子案の確認）
- 平成24年11月 協働会議委員への個別ヒアリング
- 平成24年12月10日 第14回協働会議（第1章～第4章改訂全文確認）
- 平成25年 3月19日 第15回協働会議（最終案の確認）

第1章 取組の背景と現状

(1)市民協働のまちづくり(わたしたちみんなでとりくむまちづくり)の必要性

	改訂内容（概要）
①自治運営の自己決定・自己責任の拡大	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年 地方主権改革一括法 施行 <p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が自らの意思で決定できる行政サービスの範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。
②価値観・ニーズの多様化	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2兆円を超える国内有数の工業都市 →県内有数の工業都市 ・近年、市民意識における社会モラルの低下や利己主義の広がりにより市民の関心が高まり、隣近所や地域における子どもの健全育成や高齢者への支援、防犯活動などの互助機能の充実が必要となっています。 <p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、行政だけでなく、家庭、地域、市民活動団体、事業者それぞれが、日ごろからの防災意識を向上させ、協働で防災対策を推進し、人と人との絆づくりを促すことが重要となっています。
③総合計画による方向付け	<p>【全文修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に策定された第1次田原市総合計画は、その後の急激な景気後退や人口減少社会の到来など社会変化を踏まえ、平成23年度から2年間をかけ改訂されました。 ・改訂後の総合計画においても、まちづくりの方針として「参加と協働による持続可能なまちづくり」が掲げられており、その実現に取り組む必要があります。

④市民協働による成果向上への期待	【修正】 ・全国一律の施策では地域特性を活かした魅力豊かなまちづくりはできません。
⑤市民協働まちづくりの基本条例の整備 【項目名修正】	【全文修正】 ・こうした背景から、平成 20 年 4 月に田原市市民協働まちづくり条例が、また同年 10 月には、市民・市民活動団体・事業者・行政等各主体の意見を集約し、田原市の市民協働まちづくり方針が策定され、協働を進める基本条件が整えられました。

(2)市民協働のまちづくりの現状と展望 **【項目名修正】**

	改訂内容（概要）
①地域コミュニティ活動の現状 【項目名修正】	【修正】 ・市域拡大や地域課題の多様化に伴い、住民相互の認識と課題解決を図る場として身近な地域コミュニティの検討への期待が高まるなか、市は平成 18 年度に地域コミュニティ振興計画を策定し、校区まちづくり推進計画の策定・実現などによって、校区ごとの地域コミュニティづくりと活性化を継続的に支援しています。 【追記】 ・平成 23 年には、校区コミュニティ協議会の連合組織として田原市地域コミュニティ連合会が発足し、さまざまな地域課題の解決に対して自主的に取り組む基盤が築かれました。
②市民活動の現状 【項目名修正】	【数値修正】 ・NPO 法人の数 H24 年：18 団体 【全文修正】 ・市は、市民活動団体の支援機関として平成 19 年 7 月に市民活動支援センターを設置するとともに、市民公益事業への補助金制度や人材育成への支援制度、行政活動の一部を市民が担う市民提案型委託制度などを順次設けてきました。
③市民等と市の機関の協働体制	【全文修正】 ・自治会等には、多種多様な市の業務が委託されていますが、今後は地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、防災や防犯、美化活動、福祉活動などの分野で対等なパートナーとして連携していく必要があります。

<p>④市民活動団体 同士のよりいっそ うの連携</p> <p>【項目名修正】</p>	<p>【修正】</p> <p>・活動PRと団体の連携を図るため、「しみんのひろば」、「福祉のつどい」などのイベントが開催されており、少しずつ団体間の交流が進んでいます。</p>
<p>⑤市民等と事業者のよりいっそ うの相互理解・協 働の促進</p> <p>【項目名修正】</p>	<p>【全文修正】</p> <p>・活動これまで市内の事業者は社会貢献活動に意欲的に取り組み、人的並びに財政的な側面から市民活動の支援に貢献してきました。</p> <p>・NPOなどの団体との協働事業を通じて、社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えています。しかし、市民やNPO団体と事業者との接点が不足している点もあるため、今後も相互に情報提供し合い、いっそう連携を深めていくことが期待されています。</p>

第2章 基本理念

(1) 市民協働の基本理念

現行どおり

(2) 期待されている役割

現行どおり

(3) 方針をつくる目的

【実現年度の修正】 H25年～H29年

(4) 方針を実現する年度

【展開年度の修正】 H25年～H29年

第3章 市民協働に取り組む基本姿勢と配慮すべき視点

(1) 基本的な姿勢

現行どおり

(2) 配慮すべき視点

【追記】

④ 人と人との絆づくり

普段から身近な人とのコミュニケーションを構築し、災害時など、いざというとき助け合えるような地域づくりを目指します。

第4章 市民協働の6つの指針

■指針その1 市民等の役割の実現

(1) 市民の取組のあり方

方針8頁

a 市民公益活動への参加	現行どおり
b 行政活動への参加	現行どおり

(2) 市民活動団体の取組のあり方

【導入文修正】

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼関係を築くとともに、まちづくりに貢献し、市民からの信頼を築き、自らの活性化を図っていきます。

方針9頁

a 活動PR・信頼性の向上	<p>現状【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田原市内の市民活動団体は、独自または、関係団体、田原市市民活動支援センターと連携して、情報誌やホームページなどで活動をPRしていますが、まだ不足しています。 <p>今後の取組【全文修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係団体、地域コミュニティ団体に参加を呼びかけるため、生活に身近な場面やインターネットを媒体として、団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。
b 市民公益活動や行政活動への参加・協働	<p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、団体の公共性と信頼を高めていきます。

(3) 事業者の取組のあり方

方針10頁

a 事業活動による社会貢献	現状【修正】 ・事業者は、各事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、地域や業種ごとに各種団体を結成し、より広域的かつ多様な地域公益活動にも取り組んでいますが、それらは自主性に委ねられています。
b 市民公益活動への参加・支援	今後の取組【修正】 ・事業者による市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRにより、事業者（活動）の信頼性を一層高め、地域経済及び市民公益活動の活性化を図っていきます。
c 行政活動への参加・協働	今後の取組【修正】 ・事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図って行きます。

■指針その2 行政参加・協働の推進

(1) 市民参加・参画のあり方

方針11頁-13頁

<p>a 積極的な行政情報の公開</p>	<p>現状【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会を通じた回覧・配付文書 → 校区、自治会を経由する地域文書 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。 <p>今後の取組【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。
<p>b 行政活動への市民参加の拡大</p>	<p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民等が参加（実施）するメリット」に「精神的な達成感の獲得」を追記 <p>今後の取組【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。
<p>c 市民公募委員の導入</p>	<p>現状【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状として、市民公募委員の募集および応募は多くありません。 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。
<p>d 市民活動団体等への参画要請の整理</p>	<p>現状【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20以上の会議に参加する団体代表者もあり、 →多くの会議に参加する団体代表者もあり、 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加要請の際には、特定の代表者に偏らないよう工夫し、委員等の男女割合にも留意します。

	<p>今後の取組【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図ります。
e パブリックコメント制度	<p>現状【数値修正】</p> <p>平成 18 年度～平成 23 年度：42 件</p> <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方的な原案の提示とならないよう、日頃から、市民に対して、関心をひきつけるような分かりやすい情報提供に努めます。
f 市民意見の提案制度	<p>現状【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に制定した「市民の声取扱要綱」に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の提案制度を充実しつつ、制度の PR を効果的に行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。
g 意見交換のための会議開催	<p>現状【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ団体が開催する地域懇談会において、行政施策に対する意見や提案の把握に努めています。 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。
h アンケート調査	<p>今後の取組【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の都市との比較や経年比較など、多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

(2) 行政活動における協働のあり方

方針 14 頁 - 15 頁

a 地域コミュニティ団体との協働（委託）	<p>現状【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域への依頼項目に「自主防災活動」「交通安全・防犯活動」「福祉活動」を追加。 <p>現状【全文修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。自治会の依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。
----------------------	---

	<p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。
b 地域コミュニティ団体からの要望への対応	<p>現状【語句修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政懇談会 →地域懇談会 ・校区総代会 →校区コミュニティ連合会 ・総務課 →市民協働課
c 特定業務の外部委託（市指定委託）	<p>現状【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働対象事業のリストアップを行っています。 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。
d 市民等からの提案による協働事業	<p>現状【全文修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度（テーマ提示型・自由テーマ型）」を運用しています。 ・各課室では、市民活動団体に事業委託している分野が多くありますが、市民に広く公募する提案型委託制度の活用はあまり進んでいません。 <p>今後の取組【全文修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用などにより、成果の向上を目指します。
e 様々な協働方式の導入	<p>現状【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田原リサイクルセンター運営事業や新給食センター整備事業には、PFI 手法を導入しています。 <p>今後の取組【一部修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組みます。

(3) 市民参加・協働状況の公表

方針 16 頁

a 協働会議への報告・一般公表	<p>現状【全文修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民活動団体、事業者、行政等、各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。
-----------------	---

■指針その3 市民参加・協働状況の公表

(1) 市民間協働のあり方

方針17頁

a 市民公益活動における連携・協力・援助	現行どおり
b 市民活動団体による市民活動の支援	現状【追記】 ・中間支援団体による、団体同士の交流を図るイベント等が開催され、少しずつ団体間の連携が進んでいます。

■指針その4 市民公益活動の支援

(1) 活動環境の整備のあり方

方針18頁

a 施設等の整備・利用改善	現行どおり
b 市民公益活動の環境整備	<p>現状【語句修正】 社会活動災害補償制度 →社会貢献活動災害補償制度</p> <p>今後の取組【修正】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。</p>

(2) 情報提供のあり方

方針19頁

a 市民公益活動の市民等への情報提供	<p>現状【追記】 ・市民活動支援センターを媒介に、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。</p> <p>今後の取組【修正】 ・市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。</p>
b 行政情報の提供	<p>現状【追記】 ・市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。</p> <p>今後の取組【修正】 ・法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市等の各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。</p>

(3) 人的・財政的支援等のあり方

方針20頁

a 市民公益活動への人的支援	今後の取組【追記】 ・事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。
b 市民公益活動への財政的支援	今後の取組【修正】 ・“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 今後の取組【追記】 ・より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。
c 市民公益活動へのその他の支援	現状【修正】 ・田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。 今後の取組【修正】 ・引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組めます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

(4) 市民間協働の支援のあり方

方針21頁

a 市民間協働の促進のための支援	現行どおり
------------------	-------

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方

①市民・市民活動団体・事業者の参加

方針22頁-23頁

a 市民の加入・活動参加	現状【追記】 ・行政や事業者と連携し、市民の自治会加入促進を図っています。
b 市民活動団体の加入・活動参加	現行どおり
c 事業者の加入・活動参加	現行どおり

②市の機関の支援

方針24頁-25頁

a 地域コミュニティ団体の振興策	現状【語句修正】 総務課市民協働係 → 市民協働課 現状【追記】 ・平成23年度には、地域コミュニティ支援制度の見直しを行い、地域においてより活用しやすい制度としています。 今後の取組【修正】 ・市は、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。
b 地域コミュニティ団体の意見の反映	現行どおり
c 地域コミュニティ団体の認定制度	現状【修正】 ・田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。 ※認定状況（H24年4月現在） 校区コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区 自治会 4自治会

	今後の取組【修正】 ・また、数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるように、継続して運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組みます。また、認定されることで得られるメリット等も整理し、周知を行います。
--	--

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

方針26頁-27頁

①組織体制の改善

a 組織の見直し	現状【追記】 ・平成23年度には田原市地域コミュニティ連合会が発足し、より自主的な地域活動が展開されています。
----------	---

②市民等の参加機会の確保

a 加入・参加の拡大	現状【追記】 ・地域コミュニティ連合会において、自治会加入・参加促進に向けた検討が行われています。
------------	---

③課題対処等の取組

a 地域課題の対処	現行どおり
-----------	-------

④関係団体との連携

a 地域コミュニティ団体との連携	現状【語句修正】 田原市校区総代会 →田原市地域コミュニティ連合会
b 地域の各種団体との連携	原稿どおり

⑤意見の集約・代表

a 意見の把握	現行どおり
b 意見の集約・代表	現行どおり

■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

(1) 基金のあり方

方針28頁

【導入文修正】

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を適正に管理し、寄付の増加に取り組みます。

a 合併特例債積立部分の管理・運用	現行どおり
b 一般寄付等による積立部分の確保・運用	現行どおり

(2) 基金運用益の活用のあり方

方針29頁

a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当	<p>現状【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用等に活用しています。
b 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援	<p>現状【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。 <p>今後の取組【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。 <p>今後の取組【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動の現状と課題を踏まえ、この活動の活性化を実現するための補助制度を検討します。